

令和6年1月2日以降
転入した方用

不足額給付金(※) 申請書

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
結城市長 宛て

提出日
年 月 日

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。すべての内容に誓約・同意のうえ、申請します。

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、結城市において支給要件に該当するか審査のうえで、
記入いただいた現住所に支給の可否と確認書(可の場合のみ)を送付します。
給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から結城市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、
3.【誓約・同意事項】の支給要件に該当する方が対象となります。
具体的には以下の方が該当する可能性があります。
 - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より少なかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも少なかった方)
 - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ()
		令和6年1月1日時点の住所

【代理人に委任する場合】 ※本人、代理人双方の本人確認書類を添付してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 給付金の [申請 確認・請求 受給] を委任します。			本人氏名	署名 または 記名押印

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口座番号 (右詰めで記入)	口 座 名 義 (カナ)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連		支店コード	1. 普通 2. 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード					

- ※ ゆうちょ銀行の方は、「記号・番号」ではなく、通帳の見開きページにある銀行使用欄に記載の「店名・預金種目・口座番号」を記入してください。
- ※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その旨申し出てください。

裏面も必ずご確認ください

3.【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い結城市において算定した支給額が支給されます。結城市における算定の結果、0円となった場合には不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、結城市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

提出書類

☐ 『不足額給付金申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面の1)

☐ 振込口座(表面の2)

☐ 誓約・同意事項チェック(裏面の3)

☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓ 受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、

令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、健康保険の資格確認書、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

↓ 代理申請で下記に該当する場合、本人確認書類と併せて添付してください。

☐ 法定代理人が申請する場合、その代理権を確認できる書類の写し(コピー)

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
健康保険の資格確認書、パスポート、障害者手帳等の写し（コピー）（いずれか1つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードのコピー
（ネット銀行の場合は、口座情報画面を印刷したもの）を貼付してください。